第六十六条の八　免許法別表第一備考第六号に規定する教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定める教科及び教職に関する科目は、各教科の指導法に関する科目及び教論の教育の基礎的理解に関する科目等とする。

第六十六条の九・第六十六条の十　［略］

［条を削る。］

附　則

4　免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許法附則第五項の表の番号	最低修得単位数	
	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教論の教育の基礎的理解に関する科目等
［略］		

備考　この表各号の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項及び第五条第一項の表に定める修得方法の例にならうものとする。

6　免許法附則第十七項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数	
	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
［略］		

備考

一　［略］

二　栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。

三　養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに栄養教育実習についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四　前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

五　免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。

［条を加える。］

第六十六条の八・第六十六条の九　［略］

第六十七条の二　免許法別表第三備考第五号及び免許法別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

附　則

4　免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許法附則第五項の表の番号	最低修得単位数	
	教科に関する科目	教職に関する科目
［略］		

備考　この表各号の教科に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条、第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

6　免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数	
	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
［略］		

備考

一　［略］

二　栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に定める修得方法の例にならうものとする。

三　教職に関する科目の単位の修得方法は、教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目並びに栄養教育実習についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四　前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

五　免許法附則第十八項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。